

貸借契約書

契約条項

第1条（目的）

1 甲は乙

Sample

第2条（契約）

1 契約期

2 甲及び

3 甲また

は、この契約から契約期間満了の1ヶ月前までに、相手方に対して書面をもって本契約の存続に関し何らの申し出がない場合には、当該期間の満了の翌日より起算してさらに同一期間賃料等同一条件で本契約を合意更新したものとみなし、以後もこの例による

4 本契約が更新される場合には乙は甲に対し表記更新料を支払わなければならない。

第3条（使用目的及び使用制限）

1 乙は、本物件に乙及び甲の承諾を得た表記同居者に記載された者（以下「同居者」という）以外の者を居住させてはならず、本物件を居住の目的のみに使用し、その他以外の目的には使用できない。

2 乙は同

3 乙は甲

① 本物

② 本物

4 乙は本

衛生上

Sample

すること。

生活を乱す行為・

第4条（賃料、管理・共益費等）

1 乙は、表記期日までに翌月分の賃料及び管理・共益費等（以下「賃料等」という）を振り込みにて表記口座へ支払うものとし、振込み手数料は乙の負担とする。尚、甲は乙に対し領収書等の発行はしない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料等は、1ヶ月を30日として、日割り計算した額とする。但し、乙の都合・責に基づく解約・解除による契約終了月の賃料等は日割り計算とせず、乙はその一ヶ月分を甲に支払うものとする。

3 乙は解

4 甲及び

議する

① 土地

② 近傍

Sample

なければならない。

賃料等の改定を協

場合

所在不明等を列達したとき、甲がこれを通常列達すべきとき、その内容が甲に相手方に到達したものとす

第15条 (損害)

- 1 乙が賃料を滞り、甲がこれを通常列達すべきとき、その内容が甲に相手方に到達したものとす
- 2 乙は本契約を履行するに遅延したときは、明渡し完了の日までの間、賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- 3 乙は乙と他の居住者、その他の第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等については、その当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。

第16条 (連帯保証人の責任)

- 1 丙は乙と連帯して、仮に丙が更新契約書に署名押印していなくても、また法定更新された場合でも本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を保証するものとする。
- 2 乙は連帯保証人がないとき、または現在の連帯保証人が滞り、甲が認めるときは、甲の請求に従い

第17条 (協議)

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に関し、協議は、民法その他の法令

第18条 (管轄裁判所)

- 1 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件の所在地を管轄する裁判所と定める。

特約

Sample

この契約を証す

Sample

管する。

月 日

住所

貸主

氏名

印

住所

借主

Sample